

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

福井県（以下「甲」という。）と社団法人福井県歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の歯科医療救護活動に関して次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、福井県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する歯科医療救護活動に関して、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1）歯科医療救護組織の編成
- （2）歯科医療救護組織の活動計画
- （3）地域歯科医師会と関係機関との通信連絡網
- （4）指揮系統
- （5）訓練計画
- （6）その他必要な事項

3 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、歯科医療救護計画に基づき、歯科医療救護班を派遣するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班は、甲および市町が災害現場等に設置する救護所または避難所その他甲が指定する場所において、歯科医療救護活動を実施することを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急処置および必要な歯科医療
- （2）歯科医療機関への転送の要否および順位の決定
- （3）その他状況に応じた必要な措置

（指揮命令）

第5条 歯科救護班に係る指揮命令および歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(歯科医療救護班の輸送)

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班は、乙が所有する車両等により、自ら現地へ出動する。

なお、乙独自による出動が困難である場合は、甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとる。

(医薬品の補給等)

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

(収容歯科医療機関の指定)

第8条 乙は、甲が歯科疾病者の収容歯科医療機関を指定するときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所における歯科医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における歯科医療費は、原則として患者負担とする。

(防災訓練)

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(費用弁償等)

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合の扶助金
- (4) その他歯科医療救護班の編成・派遣に係る事務費

(細目)

第12条 この協定を実施するため必要な事項については、別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年2月16日